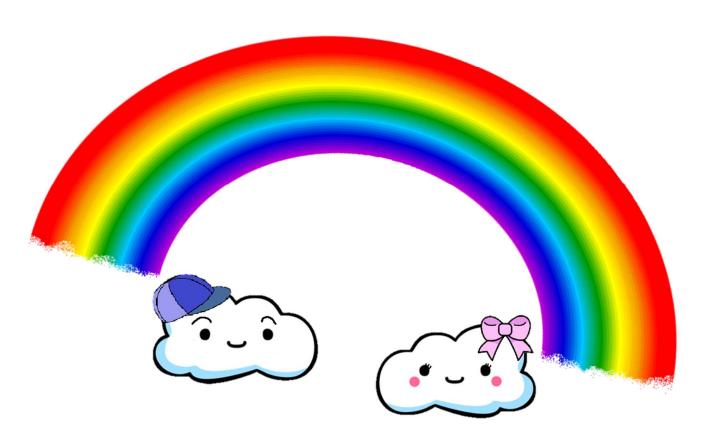
令和6年度

りんくるみやぎ教育相談

実施要項

重要



宮城県総合教育センター 教育推進部・相談支援班 不登校・発達支援相談室 りんくるみやぎ

.	\exists	///
	_	1八

りんくるみやぎ教育相談実施要項	1
「りんくるみやぎ」リーフレット	2
【児童生徒支援教育相談】	
児童生徒支援教育相談実施要項	4
児童生徒支援電話相談実施計画	5
児童生徒支援来所相談実施計画	6
【発達支援教育相談】	
発達支援教育相談実施要項	7
発達支援電話教育相談実施計画	8
発達支援来所教育相談実施計画	9
発達支援定期巡回教育相談実施計画	1 1
発達支援定期巡回教育相談会場 · 日時	1 2
発達支援要請教育相談実施計画	1 3
発達支援教育相談申込カード(様式1-1)	1 4
発達支援教育相談(心理検査)申込カード(様式1-2)	1 5
発達支援要請教育相談について(依頼)(様式2)	1 6

りんくるみやぎ教育相談実施要項

1 目的

幼児児童生徒及びその保護者並びに教職員や学校を対象とし、幼児児童生徒の様々な困難への対応等に係る教育相談を実施し、支援を行います。

2 方針

教育相談の視点から、相談者の思いに寄り添い、相談者が抱える課題への適切な対応のための支援の充実を目指します。

3 りんくるみやぎ教育相談について

(1) 児童生徒支援教育相談

学校に登校していない児童生徒、諸課題(いじめ、対人関係、進路の悩みなど)がある児童生徒 及びその保護者並びに教職員等に対し、専門的及び総合的な教育相談を行うことについて、以下の 教育相談事業を行います。

・電話相談:月~金 9:00~16:00 相談担当:教育相談嘱託員、指導主事

・来所相談:火~木 10:00~16:00 相談担当:教育相談心理相談員(公認心理師)

(2) 発達支援教育相談

特別支援教育を主として、障害及び発達の遅れや偏りがあると思われる幼児児童生徒及びその保護者並びに教職員等に対し、障害等の実態に応じた教育に関することについて、以下の教育相談業務を行います。

・電話教育相談:月~金 9:00~16:00 相談担当:相談支援員、指導主事

·来所教育相談:月~金 9:30~15:00 相談担当:専門相談員(公認心理師)、指導

主事

・定期巡回教育相談:各地域(県内8箇所) 相談担当:指導主事 ・要請教育相談 相談担当:指導主事

令和6年度 不登校 発達支援相談室

明心《多部物章

「りんくるみやぎ」(愛称)

○ リンク (結ぶ・つながる)

+ルーム(相談室)

○ りん (電話相談)

+くる(来所相談)

電話による相談

公認心理師、電話相談員、

りんくるみやぎ マスコットキャラクタ

不登校相談ダイヤル

相談時間:月~金 9:00~16:00

022-784-3567

対象:宮城県内の児童生徒、保護者、教職員

困ったら、相談してみませんか?

指導主事がお話を伺います。

内容:学校生活での不安に関する相談 <例えば、どんなことを相談できるの?>

・学校に行きたいのに、行くことができない

・不登校の子供への対応について相談したい など

※相談の秘密は守ります。ただし、相談者の身体や 命に危険があると判断したときは、相談者の安全 を確保するため、相談内容などを関係機関と共有 し、対応いたします。

※相談対象以外の方には相談内容に応じて、より適切な相談機関をご案内いたします。

子供の相談ダイヤル

相談時間:月~金 9:00~16:00

022-784-3568

対象:宮城県内の児童生徒、保護者、教職員

内容:学習や進路、性格、いじめ等に関する相談

<例えば、どんなことを相談できるの?>

・学習や進路で悩んでいる

・悩みを誰かに聞いてほしい など

発達支援教育相談ダイヤル

相談時間:月~金 9:00~16:00

022 - 784 - 3565

対象:宮城県内の幼児、児童生徒、保護者、教職員

内容:発達障害及び発達の遅れや偏り等に関する教育相談

<例えば、どんなことを相談できるの?>

・学習の理解や定着等に偏りがある

・集団にうまく参加できない など

対面による相談

不登校来所相談 [要予約]

相談時間:火~木 10:00~16:00

022-784-3567

(予約・問合せ 月~金 9:00~16:00 ※保護者から申込み)

対象:宮城県内の児童生徒、保護者、教職員

(仙台市立小中学校に在籍の方は電話相談の対応となります)

内容:公認心理師による不登校に関する面接相談【保護者 と本人が、同じ時間に別室で相談(並行面接)するこ とも可能】

<例えば、どんなことを相談できるの?>

- ・不登校等について、学校以外の場所で相談したい
- ・学校に行きたいのに、行くことができない など

発達支援来所教育相談 [要予約] 相談時間:月~金 9:30~11:00/13:30~15:00

022-784-3563

(予約・問合せ 月~金 9:00~16:00 ※保護者から申込み)

対象:宮城県内の幼児、児童生徒、保護者、教職員 (仙台市にお住まいの方は電話相談の対応となります)

内容:指導主事による発達障害及び発達の遅れや偏り等 に関する教育相談。相談の上、必要に応じて公認 心理師による心理検査を行います。

<例えば、どんなことを相談できるの?>

- ・保育所、幼稚園、学校での生活や学習に困っている
- ・家庭での育て方や関わり方に悩んでいる など

発達支援定期巡回教育相談【要予約】 ※保護者から申込み 県内8会場で定期的に指導主事による教育相談を実施しています。

(予約・問合せ:022-784-3563) *開催日等の詳細は、裏面をご覧ください。

のHPは

「りんくるみやぎ」

こりり-



発達支援要請教育相談【要予約】 ※保育所、幼稚園、学校、教育 委員会から申込み

発達支援来所教育相談や発達支援定期巡回教育相談を受けている方を対象に、要請先に指導主事が訪問し教育相談を実施します。(予約・問合せ:022-784-3563)

令和6年度 発達支援定期巡回教育相談会場・日時

教育事務所	会 場	相 談 日	時間
大河原教育事務所	大河原合同庁舎	6月11日(火) 9月10日(火) 11月 6日(水) 1月28日(火)	
	塩竈市公民館	6月18日(火) 8月27日(火) 10月 8日(火) 12月10日(火)	(1)
仙台教育事務所	利府町 総合体育館	5月21日(火) 7月 9日(火) 9月25日(水) 11月19日(火) 2月13日(木)	10:30
北部教育事務所	大崎合同庁舎	5月14日(火) 7月17日(水) 9月18日(水) 11月12日(火) 1月21日(火) 2月26日(水)	(2) 13:10
	栗原市 教育研究センター	6月 4日(火) 8月 6日(火) 12月 3日(火)	14:30
東部教育事務所	石巻市 稲井公民館	5月 9日(木) 5月27日(月) 7月 2日(火) 7月30日(火) 9月 3日(火) 10月 1日(火) 10月29日(火) 11月25日(月) 1月16日(木) 2月 4日(火)	(3) 14:40 ?
	登米合同庁舎	6月25日(火) 10月16日(水) 12月17日(火)	16:00
気仙沼教育事務所	南三陸町生涯 学習センター	8月20日(火) 10月22日(火) 2月18日(火)	

案内図





りんくるみやぎ(不登校・発達支援相談室:〒981-1217宮城県名取市美田園二丁目1番4号)は、 まなウェルみやぎ内「宮城県総合教育センター」1階です。東エントランスよりお入りください。

【鉄道でお越しの際は】

- JR 仙台駅から仙台空港アクセス線で約20分
- 美田園駅下車 徒歩約5分

【お車でお越しの際は】 仙台東部道路

- 名取 IC から約10分
- 〇 名取中央スマート IC から約10分

児童生徒支援教育相談

児童生徒支援教育相談実施要項

1 目的

児童生徒、その保護者及び教職員等を対象に、児童生徒が抱える悩み等について教育相談を実施し、児童生徒の課題対応について支援を行います。

2 方針

- (1) 学校に登校していない児童生徒、諸課題(いじめ、対人関係、進路の悩み)などがある児童生徒及び保護者並びに教職員等に対し、専門的及び総合的な教育相談を行います。
- (2) 電話相談において、教育相談嘱託員や指導主事による電話相談を行います。
- (3) 来所相談において、教育相談心理相談員による面接相談を行います。

3 事業内容

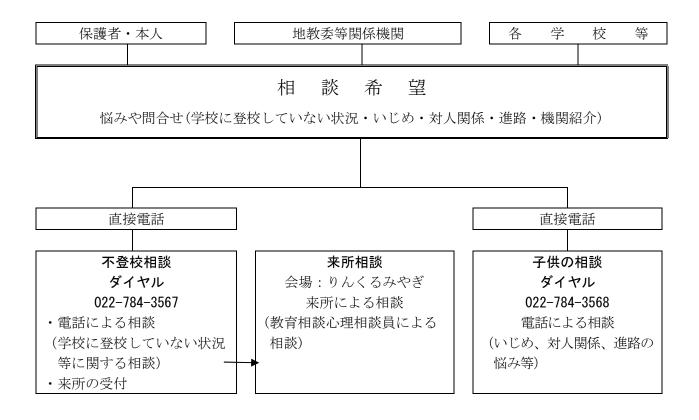
(1) 電話相談

相談ダイヤルに電話をかけてきた児童生徒や、その保護者及び教職員等に対し、学校に登校していない状況やいじめ、対人関係、進路等に関することについて電話相談を行います。

(2) 来所相談

教育相談心理相談員が、児童生徒やその保護者及び教職員等に対し、学校に登校していない状況 に関する面接相談を行います。保護者・本人が、同じ時間にそれぞれ別室で相談(並行面接)する ことも可能です。

児童生徒支援教育相談のしくみ



令和6年度 児童生徒支援電話相談実施計画

1 内容

学校に登校していない状況やいじめ、対人関係、進路の悩み等の実態に応じた教育に関すること について電話による相談を行います。

2 対象者

相談ダイヤルに電話をかけてきた児童生徒や、その保護者及び教職員等を対象とします。

3 相談担当者

当センター指導主事又は教育相談嘱託員

4 相談日時

毎週月曜日~金曜日とします。ただし、休日(祝日、年末・年始)を除きます。 相談時間は午前9時から午後4時までとします。

5 実施方法

ア 相談方法

相談希望者は、その内容に応じて、直接、下記のダイヤルに電話をしてください。

イ 電話番号

不登校相談ダイヤル

022 - 784 - 3567

- ・学校に行きたいのに、行くことができない
- ・不登校の子供への対応について相談したい など

子供の相談ダイヤル

022-784-3568

- ・学習や進路で悩んでいる
- ・悩みを誰かに聞いてほしい など

令和6年度 児童生徒支援来所相談実施計画

1 目的

学校に登校していない状況と相談者の抱える課題について、教育相談心理相談員(公認心理師)による面接相談を行う。

2 対象者

電話相談では対応が難しいと思われるケースや相談者が来所を希望する場合、児童生徒、その保護者及び教職員等を対象とします。

3 相談担当者

教育相談心理相談員(公認心理師)

4 相談日時

教育相談心理相談員(公認心理師)による教育相談は、次のとおりです。ただし、休日(祝日、 年末・年始)を除きます。

	<午前の部>午前10時~午前11時、午前11時~正午
 火曜日~木曜日	<午後の部>午後1時~午後2時、午後2時~午後3時、
) (IE)	午後3時~午後4時
	*実施日時の調整は、電話申込の際に行います。

5 実施方法

りんくるみやぎにおいて、相談者又はその保護者が直接面接により相談します。

6 申込方法

ア 申込方法

- (1) 児童生徒又はその保護者が、直接電話にて来所の予約を行います。相談内容等を、電話対応者が電話で聞き取り、来所日を調整の上、申込みとなります。
- (2) 来所相談の申込みは、全て「不登校相談ダイヤル」での受付となります。
- (3) 初回来所相談の予約について
 - ・初回のみ1時間30分の設定です。

イ 申込先

「不登校相談ダイヤル」 1m022-784-3567

発達支援教育相談

発達支援教育相談実施要項

1 目的

障害及び発達の遅れや偏りがあると思われる幼児児童生徒の理解や、その理解に基づいた援助や 指導について、幼児児童生徒とその保護者及び教職員等を対象に教育相談を行います。

2 内容

(1) 発達支援電話教育相談

障害及び発達の遅れや偏りがあると思われる幼児児童生徒と、その保護者及び教職員等に対し、 障害等の実態に応じて教育に関することについて電話による相談を行います。

(2) 発達支援来所教育相談

障害及び発達の遅れや偏りがあると思われる幼児児童生徒と、その保護者及び教職員等に対し、 当センターにおいて、行動観察や聞き取り等を実施した上で、必要に応じて専門相談員(公認心理 師)による心理検査を行い、専門的・総合的に障害等の実態に応じた教育相談を行います。

(3) 発達支援定期巡回教育相談

県内8会場を定期的に巡回し、障害及び発達の遅れや偏りがあると思われる幼児児童生徒と、その保護者及び教職員等に対し、障害等の実態に応じた教育に関することについての相談を行います。

(4) 発達支援要請教育相談

保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校及び市町村教育委員会等の依頼により、要請先を訪問し、相談を行います。 原則として、事前に発達支援来所教育相談又は発達支援定期巡回教育相談を受けている方が対象となります。

発達支援教育相談のしくみ



令和6年度 発達支援電話教育相談実施計画

1 内容

障害及び発達の遅れや偏りがあると思われる幼児児童生徒とその保護者及び教職員等に対し、障害等の実態に応じた教育に関することについて電話による相談を行います。

2 対象者

障害及び発達の遅れや偏りがあると思われる幼児児童生徒と、その保護者及び教職員等を対象と します。

3 相談担当者

当センター指導主事又は相談支援員

4 相談日時

毎週月曜日~金曜日とします。ただし、休日(祝日、年末・年始)を除きます。 受付時間は、午前9時から午後4時までとします。

5 相談方法

相談希望者は、直接、発達支援教育相談ダイヤルに電話をしてください。

発達支援教育相談ダイヤル ---

022-784-3565

- ・学習の理解や定着等に偏りがある
- ・集団にうまく参加できない など

令和6年度 発達支援来所教育相談実施計画

1 内容

当センターにおいて、行動観察や聞き取り等を実施した上で、必要に応じて専門相談員(公認心理師)による心理検査を行い、専門的・総合的に、障害等の実態に応じた教育に関することについて教育相談を行います。

2 対象者

障害及び発達の遅れや偏りがあると思われる幼児児童生徒と、その保護者及び教職員等を対象とします。ただし、専門相談員(公認心理師)による心理検査は、事前に当センター指導主事による来所教育相談又は定期巡回教育相談を受け、必要と判断された幼児児童生徒が対象となります。

3 相談担当者

当センター指導主事及び専門相談員(公認心理師)

4 相談日時

(1) 当センターの指導主事による一般相談は、次のとおりです。ただし、休日(祝日、年末・年始)を除きます。

	<午前の部>午前9時30分~午前11時
月曜日~金曜日	<午後の部>午後1時30分~午後3時
	*遠方からの来所等で時間調整が必要な場合は電話申込の際に申し出願います。

(2) 専門相談員(公認心理師)による心理検査は、次のとおりです。

	<午前の部>午前9時30分~午前11時
年間57日	<午後の部>午後1時30分~午後3時
	*実施日の詳細については、教育相談の際にお知らせします。

5 申込方法

(1) 申込について

原則として保護者が申し込むものとします。

申込者は、電話で予約した後、次の申込カードに必要事項を記入し、相談日の1週間前までに当センター相談支援班宛て郵送してください。

- ・当センター指導主事による一般相談:発達支援教育相談申込カード(様式1-1)
- ・専門相談員(公認心理師)による心理検査:発達支援教育相談(心理検査)申込カード(様式1-2)

なお、様式1-1、1-2は本要項P14、15のコピー、又は当センターホームページからダウンロードした様式を使用してください。

(2) 申込先

宮城県総合教育センター 教育推進部 相談支援班 〒981-1217 名取市美田園二丁目1番4号 Ta022-784-3563(予約の受付時間は午前9時から午後4時まで)

(3) 相談日時の決定方法

当センターが相談申込者と調整して決定します。

6 心理検査について

- (1) 心理検査実施の大まかな流れ
 - ○電話での相談の仮予約
 - ○様式1-1「発達支援教育相談申込カード」送付

	来所教育相談又は定期巡回教育相談	<参加者>
1 事益の担談	• 教育相談	幼児児童生徒
1 事前の相談	・必要に応じて検査の提案	保護者
	・保護者の希望の確認	教職員等



- ○電話での相談の仮予約
- ○様式1-2「発達支援教育相談(心理検査)申込カード」送付

	来所教育相談 (心理検査)	<参加者>
2 心理検査	・心理検査の実施	幼児児童生徒
		保護者



- *検査報告書作成に2か月ほど時間をいただきます。
- ○電話での相談の仮予約 ○様式1-1 「発達支援教育相談申込カード」送付
- 来所教育相談又は定期巡回教育相談<参加者>3 検査結果説明・心理検査結果の受渡し及び説明保護者・教育相談教職員等

(2) 心理検査の結果の受け渡し方法

原則として、保護者からの申請に基づいて直接保護者へ手渡します。やむを得ない事情があり、来所が困難な場合は郵送します。

令和6年度 発達支援定期巡回教育相談実施計画

1 内容

各地域を定期的に巡回し、障害等の実態に応じた教育に関する相談を行います。

2 対象者

障害及び発達の遅れや偏りがあると思われる幼児児童生徒と、その保護者及び教職員等を対象と します。

3 相談担当者

当センター指導主事

4 相談日時・会場

別表1のとおり

5 申込方法

(1) 申込について

申込者は、電話で予約した後、相談日の1週間前までに「発達支援教育相談申込カード(様式1-1)」に必要事項を記入し、当センター相談支援班宛て郵送してください。

なお、様式1-1は本要項P14のコピー、又は当センターホームページからダウンロードした様式を使用してください。

(2) 申込先

宮城県総合教育センター 教育推進部 相談支援班 〒981-1217 名取市美田園二丁目1番4号 Tm022-784-3563(予約の受付時間は午前9時から午後4時まで)

(3) 相談日時の決定方法

当センターが相談申込者と調整して決定します。

(別表1)

令和6年度 発達支援定期巡回教育相談会場·日時

教育事務所	会 場	相 談 日	時間
大河原教育事務所	大河原合同庁舎	6月11日(火) 9月10日(火) 11月 6日(水) 1月28日(火)	
	塩竈市公民館	6月18日(火) 8月27日(火) 10月 8日(火) 12月10日(火)	(1)
仙台教育事務所	利府町 総合体育館	5月21日(火) 7月 9日(火) 9月25日(水) 11月19日(火) 2月13日(木)	10:30
北部教育事務所	大崎合同庁舎	5月14日(火) 7月17日(水) 9月18日(水) 11月12日(火) 1月21日(火) 2月26日(水)	(2) 13:10
	栗原市 教育研究センター	6月 4日(火) 8月 6日(火) 12月 3日(火)	13:10
東部教育事務所	石巻市 稲井公民館	5月 9日(木) 5月27日(月) 7月 2日(火) 7月30日(火) 9月 3日(火) 10月 1日(火) 10月29日(火) 11月25日(月) 1月16日(木) 2月 4日(火)	(3) 14:40
	登米合同庁舎	6月25日(火) 10月16日(水) 12月17日(火)	16:00
気仙沼教育事務所	南三陸町生涯 学習センター	8月20日(火) 10月22日(火) 2月18日(火)	

令和6年度 発達支援要請教育相談実施計画

1 内容

保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校及び市町村教育委員会等の依頼により、要請先を訪問し、障害等の実態に応じた教育に関する相談を行います。

2 対象者

障害及び発達の遅れや偏りがあると思われる幼児児童生徒と、その保護者及び教職員等を対象と します。

ただし、原則として、事前に発達支援来所教育相談又は発達支援定期巡回教育相談を受けている 方が対象となります。

3 相談担当者

当センター指導主事

4 相談日

毎週月曜日から金曜日までとします。ただし、休日(祝日、年末・年始)を除きます。

5 申込方法

(1) 申込について

保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校、市町村教育委員会の長は、電話で仮予約した後、「発達支援要請教育相談について(依頼)(様式2)」に必要事項を記入し、当センター所長宛て(相談支援班扱い)郵送してください。

なお、様式 2 は本要項 P 1 6 のコピー、又は当センターホームページからダウンロードしたものを使用してください。

(2) 申込先

宮城県総合教育センター 教育推進部 相談支援班

〒981-1217 名取市美田園二丁目1番4号

№022-784-3563 (予約の受付時間は午前9時から午後4時まで)

(3) 相談日時の決定方法

当センターが要請元機関と調整して決定します。

電話で予約してから郵送してください。メールやFAX送信による申込はできません。

発達支援教育相談申込カード

申込:令和	年 月 日		É	宮城県総合教	育センター	
担 数锤叫	1 来所教育相談	相談希望日時	月	日()	時	分
相談種別	2 定期巡回教育相談	対象者の当センター	-での相談歴	1 ある	2 な	:11
相談申込者		対象者との関係		•		
連絡先	(自宅・保育所・幼稚園 【電話】 -	・学校・その他) -	来談予定者			
ふりがな 氏 名		(男・女)	平成 生 年 月	年	月 目	生
保護者名			日		(轰)
住所			【電話】	_	_	
保育所・約	カ稚園・学校名					
現在の 学年等 4	在宅… () 歲児 保育所・幼稚園…年長、 小・中・高等学校…通知 特別支援学校…幼稚部、	常の学級() ⁴ 小学部、中学部、雨		美学級()年 5欄を○で囲ん)年 んでください	/ 1>
	 障害に関すること 言語に関すること 環境に関すること 医療に関すること その他(5 運動に関する 8 進路に関する	ること ること	6 行動に 9 就学に	関すること 関すること 関すること 関すること))
相談内容で〇	を付けた相談項目について	て具体的に記入してく	(ださい。			
*相談日時	月 日()	: *会場		*担当者		

- ① 送付先:宮城県総合教育センター 教育推進部 相談支援班 〒981-1217 名取市美田園二丁目1番4号【相談受付、問合せ:022-784-3563】
- ② 各欄の該当する番号に〇印を付けてください。来談予定者欄には、本人との関係も含めて、来談 予定者全ての方を記入してください。
- ③ 記載内容について、当センターから連絡する場合がありますので、「連絡先」欄に例のように記入してください。『 例1. 自宅 【電話】〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 - 『 例2.○○小学校(担当者名) 【電話】○○○-○○○-○○○』
- ④ *欄は当センターで記入します。

(様式1-2)

電話で予約してから郵送してください。メールやFAX送信による申込はできません。

*担当者

発達支援教育相談(心理検査)申込カード

申込:令和	П	年	月	日						宮城県	具総合	合教育も	ニンタ	_
相談種別			来所教育	育相談	Ę	相談希望日時	寺		月	日()	ļ	诗	分
相談申込者	旨							対	象者と	:の関	係			
		(自5	芒・保育	所・3	幼稚園	・学校・その	他)	来談予定者						
連絡 労	ŧ	【電話】 -			_	_								
ふりがな 氏 名						(引・女)	生年月	平成令和		年	月		日生
保護者名								日				(歳)
住所	₸													
								【電話	舌】	_	-	_		
保育所	· 约	加稚園	・学校名	ı										
	1	在宅	··· ()	歳児									
現在の	2	保育	所・幼稚	性園…	·年長、	年中、	年少							
学年等	3					学の学級(援学級	支 ()	年	
1 1 ,1	4	特別	支援学	交…约	力稚部、	小学部、中华				,	年			
										当欄を	:07	で囲んで	くだ	さい〉
検査に加え	て木	目談し	たい内容	ドがあ	れば、	具体的に記り	ししてく	、ださ	۲۷°.					

① 送付先:宮城県総合教育センター 教育推進部 相談支援班 〒981-1217 名取市美田園二丁目1番4号【相談受付、問合せ:022-784-3563】

月日():

② 各欄の該当する番号に〇印を付けてください。来談予定者欄には、本人との関係も含めて、来談 予定者全ての方を記入してください。

*会場

- ④ 心理検査当日に検査申請書を記入していただくことになります。<u>保護者の本人確認ができる身分証明書をお持ちください。</u>また、やむを得ない事情により郵送での検査結果の受取りを希望する場合は、簡易書留代(434円:令和6年4月1日現在)をお持ちください。
- ⑤ *欄は当センターで記入します。

*相談日時

(様式2-1)

 第
 号

 令和
 年
 月
 日

宮城県総合教育センター所長 殿

在籍校(園)

校(園)長

職印

発達支援要請教育相談について (依頼)

このことについて、下記のとおり申し込みます。

				記						
	ふりがな 氏 名			男・女	生年月日		年	月 ()	日歳
	幼稚園・保育	育所・学校・	施設等名(Ta	11)		(Tel)
対象者	学 年	2 年少3 通常)歳児 、年中、年長 の学級()年				,		
	学級等		支援学級(支援学校小学			等部 ()年 で囲んで [、]	ください	١)	
相談内容	(相談したい	ハこと及び	(要請する事)	由を具体的は	に記入	してくださ	(())			
⇒Ł88 ₩ ₩ ₩										
訪問先及び 所在地										
相談希望日		年 月	日 () [時	分~	- 時	: 2	分】	
日 程	(当日の予算	定を記入し	てください)	相	談	目談者全員	を記入し	てくだる	<u>\$</u> (1)	
その他				1	,					
*相談実施日		年	月 日()						

^{*}欄は当センターで記入します。